

議案第6号

南房総市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

南房総市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月12日提出

南房総市長 石井 裕

南房総市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

南房総市社会体育施設の設置及び管理に関する条例（平成18年南房総市条例第101号）の一部を次のように改正する。

別表第1南房総市富浦テニスコートの項の次に次のように加える。

南房総市富浦運動広場	南房総市富浦町多田良1279番地5及び1279番地13
------------	-----------------------------

別表第2南房総市富浦テニスコートの項の次に次のように加える。

南房総市富浦運動広場	1時間につき	520円	1,050円
------------	--------	------	--------

別表第2南房総市千倉総合運動公園の項野球場夜間照明施設の目を削り、同項多目的広場の目中「1,050円」を「1,500円」に、「2,100円」を「3,000円」に、「520円」を「750円」に改め、同項に次のように加える。

多目的広場 ウォーミングアップ場	1時間につき	520円	1,050円
多目的広場 夜間照明施設	1時間につき	1,120円	2,240円

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第6号 南房総市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 案					現 行						
第1条～第10条 (略)					第1条～第10条 (略)						
別表第1 (第2条関係)					別表第1 (第2条関係)						
名称		位置			名称		位置				
南房総市富浦テニスコート		南房総市富浦町青木70番地			南房総市富浦テニスコート		南房総市富浦町青木70番地				
南房総市富浦運動広場		南房総市富浦町多田良 <u>1279番地5及び1279番地13</u>									
別表第2 (第6条関係)					別表第2 (第6条関係)						
名称	単位	金額				名称	単位	金額			
		市内者	市外者					市内者	市外者		
南房総市富浦テニスコート	1面1時間につき	520円	1,050円			南房総市富浦テニスコート	1面1時間につき	520円	1,050円		
南房総市富浦運動広場	<u>1時間につき</u>	<u>520円</u>	<u>1,050円</u>								
南房総市千倉総合運動公園	野球場	1時間につき	1,050円	2,100円		南房総市千倉総合運動公園	野球場	1時間につき	1,050円	2,100円	
							野球場	<u>1時間につき</u>	<u>2,240円</u>	<u>4,480円</u>	
							夜間照明施設	<u>1時間につき</u>			
	本部席、放送施設及びスコアボード	1時間につき	560円	1,120円		南房総市千倉総合運動公園	本部席、放送施設及びスコアボード	1時間につき	560円	1,120円	
	テニスコート	1面1時間につき	520円	1,050円		南房総市千倉総合運動公園	テニスコート	1面1時間につき	520円	1,050円	
	野外活動施設休憩室	1時間につき	110円	220円		南房総市千倉総合運動公園	野外活動施設休憩室	1時間につき	110円	220円	
	野外活動施設	1時間につき	220円	450円		南房総市千倉総合運動公園	野外活動施設	1時間につき	220円	450円	

改 正 案				現 行				
	研修室							
	多目的 広場	全面1 時間に つき	<u>1,500</u> 円	<u>3,000</u> 円	多目的 広場	全面1 時間に つき	<u>1,050</u> 円	<u>2,100</u> 円
		半面1 時間に つき	<u>750</u> 円	<u>1,500</u> 円		半面1 時間に つき	<u>520</u> 円	<u>1,050</u> 円
	多目的 広場ウ オーミ ングア ップ場	1時間 につき	<u>520</u> 円	<u>1,050</u> 円				
	多目的 広場夜 間照明 施設	1時間 につき	<u>1,120</u> 円	<u>2,240</u> 円				
備考 (略)				備考 (略)				

附 則 (抄)

この条例は、令和8年4月1日から施行する。